

## 「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	破碎業の許可の取消し等		
根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87条） 第72条		
所管課	環境保全部 環境対策課		
处分基準	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">・設定</span> • 設定できない      • 基準を公開できない		
(处分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p><b>第72条</b>        第64条から第66条までの規定は、破碎業者について準用する。この場合において、第66条第2号中「第60条第1項の許可（同条第2項の許可の更新を含む。）」とあるのは「第67条第1項の許可（同条第2項の許可の更新を含む。）」と、同条第3号中「第62条第1項第1号」とあるのは「第69条第1項第1号」と読み替えるものとする。</p> <p><b>第66条</b>        都道府県知事は、解体業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>1 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>2 不正の手段により第60条第1項の許可（同条第2項の許可の更新を含む。）を受けたとき。</p> <p>3 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第62条第1項第1号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。</p> <p>4 第62条第1項第2号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。</p>		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	• 聽　聞	・弁　明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第号に規定する「 するとき」に該当するため、手続を省略する。	
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項		